

# 国立大学法人東京医科歯科大学研究員等受入規則

〔平成16年4月1日  
規則第178号〕

## 第1章 総則

### (趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人東京医科歯科大学（以下「本学」という。）において学術研究及び教育研修を推進させることを目的として学外機関から受入れる研究員等に關し必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 研究員等 第2号から第6号までに掲げる者。
- (2) 受託研究員 民間企業等の現職研究者及び技術者で、本学において研究者として従事する者。
- (3) 外国人研究者 大学及び研究機関等に所属する外国人の研究者で、本学において研究者として従事する者。
- (4) 特定外国人研究者 前号以外の外国人の研究者で、本学において研究者として従事する者。
- (5) 受託研修員 大学及び研究機関等、専修学校及び高等専門学校の教職員で、本学において教育研究の指導を受ける者。
- (6) 外国人受託研修員 外国の大学及び研究機関等に所属する外国人の研究者及び技術者で、本学において教育研究の指導を受ける者。
- (7) 中国医学研修生 中国の大学及び研究機関等に所属する外国人の研究者及び技術者で、本学において教育研究の指導を受ける者。

### (資格)

第3条 研究員等となることのできる者は、次のとおりとする。

- (1) 受託研究員については、民間企業等の現職研究者及び技術者であって、本学が認められる学力を有する者とする。
- (2) 外国人研究者については、本学の教授、准教授、若しくは講師に相当する身分、又は博士の学位を有する者とする。
- (3) 特定外国人研究者については、本学の大学院博士課程又は博士（後期）課程に標準修業年限以上在籍し、当該在籍期間内に論文を提出した者のうち、当該在籍期間内に当該課程の修了が認められなかった者で、当該在籍期間に引き続いて本学において研究者として従事する者とする。
- (4) 受託研修員については、財団法人私学研修福祉会、財団法人専修学校教育振興会、公立高等専門学校、大学及び独立行政法人教員研修センターからの推薦を受けた者であって、本学が認める者とする。
- (5) 外国人受託研修員については、独立行政法人国際協力機構が招致する者であって、本学が認める者とする。
- (6) 中国医学研修生については、財団法人日中医学協会が招致する者であって、本学が認める者とする。

## 第2章 受託研究員

(申請)

第4条 受託研究員を委託しようとする民間企業等（以下「委託者」という。）は、別に定める申請書及び調書により学長に申請するものとする。

2 前項の申請は研究開始日の30日前までに行うものとする。

(許可)

第5条 学長は、前条の申請があったときは、教育及び研究に支障がない限り、研究題目に応じ当該部局の教授会の議を経て、受入れを許可する。

(研究期間)

第6条 受託研究員の研究期間は、1年以内とする。ただし、受入れを許可された日の属する事業年度を超えることはできない。

2 研究の継続が必要と認めるときは、翌年度に受入れを許可することができる。

3 研究期間を更新する場合は、第4条及び第5条の規定を準用する。

(研究方法)

第7条 受託研究員は、指導教員の指導のもとに大学院で行う程度の研究を行うものとする。

(研究料の納入及び受入)

第8条 委託者は、受託研究員の受入れが許可されたときは、別に定める研究料を納入しなければならない。

2 本学で受入れる研究料は、受託事業収入として受入れる。

3 原則として、一旦納入した研究料は返還しないものとする。

4 研究料を納入しないときは、許可を取り消すものとする。

(研究費)

第9条 前条により受入れた研究料は、指導教員の研究に必要な直接経費と本学の管理等に必要な間接経費相当額及び法人税、消費税等の公租公課相当額に充てるものとする。

2 直接経費、間接経費相当額及び公租公課相当額については別に定めるところによる。

(証明書の交付)

第10条 受託研究員が当該研究事項について証明を願い出たときは、学長は証明書を交付する。

(研究の中止)

第11条 委託者が委託を中止しようとするときは、あらかじめ学長に届出なければならない。

2 前項の届出のあったときは学長は、当該部局の長に通知するものとする。

(事務)

第12条 受託研究員の受入れに関する事務は統合研究機構事務部において、経理に関する事務は財務施設部財務企画課及び財務経理課において処理する。

### 第3章 外国人研究者

(申請)

第13条 外国人研究者を受入れようとする部局の長は、当該部局の教授会の議を経て、別に定める申請書により学長に申請するものとする。

(許可)

第14条 学長は、前条の申請を適当と認めるときは、外国人研究者として受入れを許可する。

(受入期間)

第15条 外国人研究者の受入期間は、原則として1か月以上1年以内とする。

2 研究の継続が必要と認めるときは、受入期間を延長することができる。

3 受入期間の変更または取消しを行う必要が生じたときは、第13条及び第14条の規定を準用する。

(入国日等の確認)

第16条 外国人研究者の受入れを行った部局は、受入れ後速やかに入国日及び在留資格が確認できる書類の写しを学長に提出しなければならない。

(証明書の交付)

第17条 外国人研究者が当該研究事項について証明を願い出たときは、当該部局の長は証明書を交付する。

(招へい外国人教授の名称の付与)

第18条 学長は、外国人研究者のうち、本学の教授と同等以上の資格があり、適当と認められる者に対しては、当該部局の教授会の議を経て、国立大学法人東京医科歯科大学招へい外国人教授の名称を付与することができる。

2 部局の長は、外国人研究者に対して、前項に規定する名称を付与しようとするときは、別に定める推薦書により学長に推薦する。

3 学長は、第1項に規定する名称の付与に当たっては、別に定める通知書を本人に交付する。

(事務)

第19条 外国人研究者の受入れに関する事務は統合国際機構事務部において処理する。

## 第4章 特定外国人研究者

(申請)

第20条 特定外国人研究者を受入れようとする部局の長は、当該部局の教授会の議を経て、別に定める申請書により学長に申請するものとする。

(許可)

第21条 学長は、前条の申請を適当と認めるときは、特定外国人研究者として受入れを許可する。

(受入期間)

第22条 特定外国人研究者の受入期間は、1年以内とする。

(入国日等の確認)

第23条 特定外国人研究者の受入れを行った部局は、受入れ後速やかに在留資格が確認できる書類の写しを学長に提出しなければならない。

(証明書の交付)

第24条 特定外国人研究者が当該研究事項について証明を願い出たときは、当該部局の長は証明書を交付する。

(事務)

第25条 特定外国人研究者の受入れに関する事務は統合国際機構事務部において処理する。

## 第5章 受託研修員

(申請)

第26条 受託研修員を委託しようとする者は、私学研修員にあっては財団法人私学研修福祉会理事長、専修学校研修員にあっては財団法人専修学校教育振興会理事長、公立高等専門学校研修員にあっては公立高等専門学校長、公立大学研修員にあっては所属大学長、教員研修センター研修員にあっては独立行政法人教員研修センター理事長から別に定める研修員承認願に履歴書を添えて、学長に申請するものとする。

(許可)

第27条 学長は、前条の申請があったときは、研修題目に応じ当該部局の教授会の議を経て、受入れを許可する。

(研修期間)

第28条 受託研修員の研修期間は1年とし、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。ただし、特別の理由があると認めた場合には、その期間内において研修期間を6か月又は3か月に短縮することができる。

(研修料の納入及び受入)

第29条 受託研修員は、受入れが許可されたときは、別に定める研修料を3か月ごとに、3か月分に相当する額を納入しなければならない。

- 2 本学で受入れる研修料は、受託事業収入として受入れる。
- 3 原則として、一旦納入した研修料は返還しないものとする。
- 4 研修料を納入しないときは、許可を取り消すものとする。

(研究費)

第30条 前条により受入れた研修料は、指導教員による研修に必要な直接経費と本学の管理等に必要な間接経費相当額及び法人税、消費税等の公租公課相当額に充てるものとする。

- 2 直接経費、間接経費相当額及び公租公課相当額については別に定めるところによる。

(報告)

第31条 受託研修員は、研修が修了したときは、研修終了届及び研究成果報告書を作成し、指導教員を経て学長に提出するものとする。

(事務)

第32条 受託研修員の受入れに関する事務は統合研究機構事務部において、 経理に関する事務は財務施設部財務企画課及び財務経理課において処理する。

## 第6章 外国人受託研修員

(申請)

第33条 外国人受託研修員を委託しようとする独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）は、別に定める申請書により学長に申請するものとする。

(許可)

第34条 学長は、前条の申請があったときは、本学の教育及び研究に支障がない限り、研修科目に応じ当該部局の教授会の議を経て、受入れを許可する。

(研修期間)

第35条 外国人受託研修員の研修期間区分は、1か月を単位として区分する。

- 2 前項の1か月は30日とし、30日に満たない日数は切り上げるものとする。
- 3 研修期間は、受入れを許可された日の属する事業年度を超えることができない。ただし、特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。
- 4 研修期間を変更する必要が生じたときは、第27条及び第28条の規定を準用する。

(研修方法)

第36条 外国人受託研修員は、研修の目的及び内容を考慮して指導教員を定め、研修を行ふものとする。

(研修料の納入及び受入)

第37条 機構は、外国人受託研修員の受入れが許可されたときは、別に定める研修料を納入しなければならない。ただし、第29条第3項ただし書きの規定により、当該事業年度を超えて研修を許可された場合の翌年度以降に係る研修料は、翌年度当初に納入するものとする。

- 2 本学で受入れる研修料は、受託事業収入として受入れる。
- 3 原則として、一旦納入した研修料は返還しないものとする。
- 4 研修料を納入しないときは、許可を取り消すものとする。

(研究費)

第38条 前条により受入れた研修料は、指導教員が研究に必要な直接経費と本学の管理等に必要な間接経費相当額及び法人税、消費税等の公租公課相当額とする。

- 2 直接経費、間接経費相当額及び公租公課相当額については別に定めるところによる。

(事務)

第39条 外国人受託研修員の受入れに関する事務は統合国際機構事務部とし、経理に関する事務は、財務施設部財務企画課及び財務経理課とする。

## 第7章 中国医学研修生

(申請)

第40条 中国医学研修生を委託しようとする財団法人日中医学協会（以下「協会」とい

う。)は、受入れを学長に申請するものとする。

(許可)

第41条 学長は、前条の申請があったときは、本学の教育及び研究に支障がない限り、研修科目に応じ当該部局の教授会の議を経て、受入れを許可する。

(研修期間)

第42条 中国医学研修生の研修期間は、1年とする。ただし、受入れを許可された日の属する事業年度を超える場合、翌年度において更に受入れを許可するものとする。

(研修方法)

第43条 中国医学研修生に対しては、研修の目的及び内容を考慮して指導教員を定め、研修を行うものとする。

2 指導教員は、研修の実施上必要があると認めるときは、研修期間中に、学外においても研修を行わせることができる。

(研修料の納入及び受入)

第44条 協会は、中国医学研修生の受入れが許可されたときは、別に定める研修料を納入しなければならない。ただし、第36条ただし書の規定により、当該事業年度を超えて研修を許可された場合の翌年度以降に係る研修料は、翌年度当初に納入するものとする。

2 本学で受入れる研修料は、受託事業収入として受入れる。  
3 原則として、一旦納入した研修料は返還しないものとする。  
4 研修料を納入しないときは、許可を取り消すものとする。

(研究費)

第45条 前条により受入れた研修料は、指導教員による研修に必要な直接経費と本学の管理等に必要な間接経費相当額及び法人税、消費税等の公租公課相当額に充てるものとする。

2 直接経費、間接経費相当額及び公租公課相当額については別に定めるところによる。

(事務)

第46条 中国医学研修生の受入れに関する事務は統合国際機構事務部において、経理に関する事務は財務施設部財務企画課及び財務経理課において処理する。

## 第8章 雜則

(他の規則の遵守)

第47条 研究員等は、この規則に定める事項のほか本学の諸規則を遵守しなければならない。

(補則)

第48条 この規則に定めるもののほか、研究員等の受入に関し必要な事項は別に定める。

### 附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月6日規則第3号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成21年4月1日規則第21号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月23日規則第30号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年4月15日規則第53号)

この規則は、平成23年4月15日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則（平成24年11月6日規則第98号）

この規則は、平成24年11月6日から施行し、平成24年8月1日から適用する。

附 則（平成25年1月28日規則第12号）

この規則は、平成25年1月28日から施行する。

附 則（平成26年3月31日規則第12号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年12月12日規則第174号）

この規則は、平成28年12月12日から施行し、平成28年11月1日から適用する。

附 則（平成29年7月31日規則第108号）

この規則は、平成29年7月31日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則（平成30年9月13日規則第80号）

この規則は、平成30年9月13日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

別表

区分	研究・研修期間	研究料 研修料	直接経費	間接経費相当額及び 公租公課相当額
一般の受託研究員	6か月を超えて 1年以内	556,800円	464,000円	92,800円
	6か月以内	278,400円	232,000円	46,400円
農林水産省農林水産技術会議事務局所管の独立行政 法人が定める「国内留学制度」による受託研究員	6か月を超えて 1年以内	556,800円	464,000円	92,800円
	6か月以内	278,400円	232,000円	46,400円
農林水産省農林水産技術会議事務局所管の独立行政 法人が定める「流動研究員制度」による受託研究員	3か月以内	139,200円	116,000円	23,200円
農林水産省「農業改良普及推進 事業実施要領（普及職員等資質 向上 緊急対策事業）」による受 託研究員	改良普及員	6か月以内	278,400円	232,000円
	専門技術員及び農業研修 教育施設等指導職員	3か月以内	139,200円	116,000円
私学研修員	実験（臨床 を含む）	3か月	111,340円	92,700円
	非実験系	3か月	55,670円	46,300円
専修学校研修員	実験（臨床 を含む）	3か月	111,340円	92,700円
	非実験系	3か月	55,670円	46,300円
公立高等専門学校研修員	実験（臨床 を含む）	3か月	111,340円	92,700円
	非実験系	3か月	55,670円	46,300円
公立大学研修員	実験（臨床 を含む）	3か月	111,340円	92,700円
	非実験系	3か月	55,670円	46,300円
教員研修センター研修員	実験（臨床 を含む）	3か月	30,000円	25,000円
	非実験系	3か月	17,410円	14,500円
外国人受託研修員	1か月	232,500円	221,500円	11,000円
中国医学研修生	3～6か月	100,000円/月	70,000円/月	30,000円/月